

建築士事務所の登録について

令和3年1月4日
香川県土木部建築指導課

I 建築士事務所の登録について

- ◆建築士又は建築士を使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計・工事監理等、下記の業務を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、所在地の都道府県知事の登録を受けなければなりません。(建築士法第23条)
 - ①建築物の設計 ②工事監理 ③建築工事契約に関する事務
 - ④建築工事の指導監督 ⑤建築物に関する調査・鑑定
 - ⑥建築物の建築に関する法令・条例の規定に基づく手続の代理
- ◆この登録を受けずに業務を行うことは禁止されており(建築士法第23条の10)、違反した場合には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金との罰則規定があります。(建築士法第38条)。また、建築士として業務停止等の懲戒処分を受けることがあります。
- ◆建築士事務所には事務所を管理する専任の建築士を置く必要があります。(建築士法第24条)管理建築士となるためには3年以上の設計等の実務経験と管理建築士講習の受講が必要です。
- ◆登録の有効期間は登録日から5年間です。引き続き業務を行う場合は有効期間満了の30日前までに更新申請をしてください。

II 建築士事務所登録申請等について

◆受付窓口

建築士事務所の登録等の手続は香川県が行いますが、申請書等の受付は一般社団法人香川県建築士会で行っています。(登録証明及び設計等の業務に関する報告書を除く)

一般社団法人香川県建築士会

高松市天神前6-34 村瀬ビル2階 電話 087-833-5377

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝日、年末年始等を除く)

◆提出書類

以下の書類を2部(廃業届は1部)提出してください。

令和元年12月1日から「(ハ) 誓約書」を変更しました。

令和3年1月1日から「1 新規・登録に必要な書類」に記載されている書類への押印が不要となりました。「2 変更届」「3 廃業届」は従来通りです。

様式は香川県ホームページからダウンロードできます。

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/shihou/appli/02_office.html)

受付の後、審査・登録し、1部を申請者又は建築士事務所に返送します。

1 新規・更新登録に必要な書類

建築士事務所登録申請書類一覧

○必要 ×不要

登録区分		申請書			添付書類								
		法第23条の2			施行規則第19条適用書類						要綱第6条適用書類		
		第一面	第二面	第三面	イ 業務概要書	ロ 略歴書	ハ 誓約書	ニ 管理建築士講習の修了証の写し	ホ 定款の写し	ヘ 登記事項証明書	ヌ 建築士の免状及び所属建築士証明書の写し	ネ 構造士証・設備設計一級建築士の写し	シ 定期講習の修了証の写し
所属建築士名簿	役員名簿												
新規	法人	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○
更新	法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○

* 構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証の写しを含む。

記入上の注意

書類名	作成上の注意	備考
登録申請書 第一面 申請書 第二面 所属建築士名簿 第三面 役員名簿	<ol style="list-style-type: none"> 事務所所在地には郵便番号も記載し、電話番号は市外局番から記入すること。 申請者が法人の場合は、役員名簿に必要事項を記載すること。 登録手数料として香川県収入証紙を所定の場所にはりつけること。 一級建築士事務所 <u>17,000円</u> 二級・木造建築士事務所 <u>12,000円</u> 第一面 申請書の押印が不要となりました。 	更新登録申請は、有効期間満了の前30日までに提出すること。
(イ) 業務概要書	<ol style="list-style-type: none"> 建築士事務所が行った業務（設計・工事監理等）の概要を記載すること。（更新登録時のみ）実績がない場合は「該当なし」として作成すること。 工事施工は実績に含まないので記載しないこと。 前回登録時から申請時までの実績について記載すること。 	更新時のみ作成
(ロ) 略歴書	<ol style="list-style-type: none"> 登録申請者（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士の最終学校卒業（中退）後の略歴を最近のものから順次記載すること。現在の状況については必ず記載すること。 登録申請者と管理建築士が同一人の場合は1枚で可。 押印が不要となりました。 	
(ハ) 誓約書	<p>※令和元年12月1日から書式が変わりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 登録申請者が個人の場合は氏名を、法人である場合は法人名称及び代表者職氏名を記載すること。 押印が不要となりました。 	法人申請の場合、役員全員が誓約の対象となる。

登記事項証明書	1 部にコピー、もう 1 部に原本を添付のこと。 登記事項証明書のうち、 履歴事項全部証明書 を登録申請書に添付すること。	原本は 1 部返送時にお返しします。
定款の写し	1 定款には目的事項として、建築物の設計、工事監理等の業務を行うことが明確に記載されていること。 2 変更があった場合は最新の内容のものとする。	
管理建築士講習の修了証の写し	管理建築士が受講した管理建築士講習（みなし講習を含む）の修了証の写しを添付すること。 平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法の規定により、管理建築士は、建築士として 3 年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う管理建築士講習を修了した建築士でなければなりません。	
管理建築士及び所属建築士の免許証等の写し	1 香川県知事登録の二級・木造建築士については、添付を省略することができる。 2 複数の変更がある場合で携帯型の免許証・免許証明書のコピーを添付する場合は、免許証等を 1 枚にコピーすることもできる。 3 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士である者については、それぞれ構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証の写しを添付すること。	
定期講習の修了証の写し	直近に受講した定期講習修了証の写しを添付すること。 平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法の規定により、 建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士は、3 年ごとに一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習を受けることが義務付けされています。	

2 変更届

変更事項により添付書類が異なります。下記記載の変更届添付書類一覧をご覧ください。

◆ 次の事項に変更があった場合には2週間以内に変更届を提出してください。

ただし、所属建築士のみの変更(⑤、⑥)の場合には3カ月以内で可。

- ① 建築士事務所の名称・所在地・電話番号
- ② 開設者の氏名(名称)・住所(所在地)
- ③ 開設者が法人である場合、役員(代表取締役、取締役等)
- ④ 管理建築士
- ⑤ 所属建築士
- ⑥ 所属建築士の氏名、級別、構造・設備設計一級建築士証の取得・返納

◆ 2部提出してください。(従来通り二部とも押印してください。)

変更手続後、1部に変更登録済の押印をして申請者又は建築士事務所に返送します。

◆ 変更届添付書類一覧 ×は不要を示す

変更事項	法人登録の場合	個人登録の場合
事務所名称	×	
事務所所在地	×	
開設者の名称	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	戸籍抄本
開設者(法人の代表者)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、 略歴書、誓約書	(廃業・新規登録)
役員	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、 誓約書、(別紙1添付)	×
管理建築士	略歴書、管理建築士講習修了証写し、建築士免許証等写し、 所属建築士名簿	
事務所電話番号	×	
開設者住所・所在地	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	×
所属建築士	建築士免許証等写し、(別紙2添付)	
所属建築士の氏名	氏名変更後の建築士免許証等の写し、(別紙2添付)	
所属建築士の級別等	建築士免許証等の写し、(別紙2添付)	

(記入上の注意)

- 1 開設者が個人の場合開設者の変更はできない。一旦、廃業届を提出のうえ、新たな開設者が新規に事務所登録申請を提出すること。
- 2 管理建築士の専任性について疑義があるときは、以前勤務していた会社の退職証明書または離職票等を求める場合があります。
- 3 変更後の名称・氏名にはかなをふること。
- 4 所属建築士の追加がある場合、当該所属建築士の前職が別の建築士事務所の所属建築士であった場合は先の建築士事務所から所属建築士の変更届を提出する必要がある。
- 5 市町村合併を除き、住居表示の変更があった場合にも届け出ること。
- 6 「建築士免許証等」とは建築士免許証、建築士免許証明書、構造設計一級建築士証、設備設計一級建築士証である。
- 7 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、1部にコピー、もう1部に原本を添付してください。1部返送時に原本をお返ししますが、審査には原本が必要ですので、必ず原本を添付してください。

3 廃業届

下記事項に該当する場合は 30 日以内に廃業届を提出してください。
提出部数は 1 部です。(従来通り記名押印又は署名(個人のみ)してください。)

廃業等の事項		届出人	添付書類
業務を廃止したとき		開設者であった者	×
開設者が死亡したとき		相続人	届出人であることを証明する書類
破産したとき		破産管財人	
法人が合併により解散したとき		役員であった者	
法人が破産または合併以外の事由により解散したとき		清算人	
登録区分の変更	個人⇄法人	開設者	×
	一級⇄二級⇄木造		

Ⅲ 建築士事務所登録証明

建築指導課(県庁東館7階)に申請してください。

申請者の押印は不要となりました。

1通あたり400円の手数料が必要です。申請書に必要事項を記入の上、手数料分の香川県収入証紙を貼って申請してください。発行は窓口のみです。

Ⅳ 設計等の業務に関する報告書について

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、「設計等の業務に関する報告書」を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に知事に提出しなければなりません。

提出された報告書は、県において一般に閲覧されます。

提出部数は1部です。

報告者の押印は不要となりました。

◆提出先 下記あてに郵送してください。

〒760-8570(県庁専用郵便番号:住所の記載を省略できます。)

香川県土木部建築指導課 あて

*封筒に「建築士事務所業務報告書在中」と朱書きしてください。